

令和4年厚木市教育委員会11月定例会日程

日時 令和4年11月22日(火)

午後2時から

場所 第二庁舎4階教育委員会会議室

1 開会

2 教育長報告

3 審議事項

- 日程1 議案第37号 令和4年度教育予算補正について 【教育総務部・社会教育部】
- 日程2 議案第38号 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例(案)について 【教育総務課】
- 日程3 議案第39号 厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例(案)について 【文化財保護課】

4 報告事項

- (1) 事務の臨時代理の報告について(公務災害の認定に係る諮問について) 【教育総務課・社会教育課】(資料1)
- (2) 事務の臨時代理の報告について(令和4年度教育予算補正について) 【学校給食課】(資料2)
- (3) 事務の臨時代理の報告について(障害のある児童生徒の教育措置について) 【教育指導課】(資料3)
- (4) 令和4年度厚木市教育委員会表彰被表彰者について 【教育総務課】(資料4)
- (5) 第36回和田傳文学賞受賞者について 【教育指導課】(資料5)
- (6) 第13回厚木こども科学賞受賞者について 【教育指導課】(資料6)
- (7) 令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果について 【教育指導課・青少年教育相談センター】(資料7)

5 閉会

令和4年11月定例教育委員会教育長報告

令和4年10月25日（火）に開催されました10月定例会以後の主な行事等31件につきまして、御報告申し上げます。

- 1 10月26日（水） 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
令和4年度厚木市教頭研修会
○参加者数 9人
- 2 10月28日（金） 厚木市立厚木小学校
学校訪問（6年生の授業に参加）
- 3 10月29日（土） 厚木市立戸田小学校
戸田小学校運動会
- 4 10月30日（日） 厚木市荻野運動公園
2022あつぎマラソン
○参加者数 977人
- 5 同 日 厚木市営南毛利スポーツセンター 体育館
あつぎスポーツアカデミー「中学生バレーボールアカデミー」
○参加生徒数 118人（厚木市：87人、愛川町：19人、清川村：12人）
- 6 11月 1日（火） 厚木市役所本庁舎 4階 秘書課第二応接室
時事通信社 第37回教育奨励賞「優秀賞」及び「文部科学大臣奨励賞」受賞に伴う
市長表敬訪問
○訪問者 毛利台小学校長
- 7 同 日 厚木市立戸室小学校
学校訪問
- 8 同 日 本厚木駅北口広場
子供・若者育成支援街頭キャンペーン
○参加者数 33人
- 9 11月 2日（水） 厚木市立東名中学校
学校訪問

- 10 11月 5日(土) 厚木市立厚木南公民館ほか
令和4年度公民館まつり
○訪問地区 4地区(厚木南、依知南、睦合西、南毛利南)
○来館者数 厚木南公民館 約800人
(2日間合計) 依知南公民館 約500人
睦合西公民館 約300人
愛甲公民館 約1,100人 合計 約2,700人
- 11 11月 7日(月) 厚木市立毛利台小学校ほか
学校訪問
○訪問校 毛利台小学校、睦合中学校
- 12 11月 8日(火) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
第4回厚木市小・中学校長会議
- 13 11月 9日(水) 厚木市役所第二庁舎 5階 教育長室
かながわ学校給食夢コンテスト受賞報告
○訪問者 南毛利小学校3年生児童、保護者、学校長
- 14 11月10日(木) 大和市文化創造拠点シリウス 1階 サブホール
令和4年度神奈川県市町村教育長会連合会総会
- 15 11月11日(金) 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A
厚木市青少年教育相談センター運営協議会
- 16 11月12日(土) 厚木市立緑ヶ丘公民館ほか
令和4年度公民館まつり
○訪問地区 2地区(緑ヶ丘、森の里)
○来館者数 緑ヶ丘公民館 約770人
(2日間合計) 森の里公民館 約550人 合計 約1,320人
- 17 同日 海老名市文化会館 大ホール
第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会(ねんりんピックかながわ
2022)ラグビーフットボール交流大会競技開始式
- 18 11月13日(日) 厚木市荻野運動公園 体育館 メインアリーナ
第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会(ねんりんピックかながわ
2022)健康マーじゃん交流大会開始式

- 19 同 日（11月13日） 厚木市立睦合北公民館
令和4年度公民館まつり
○来館者数 約270人（3日間合計）
- 20 同 日 厚木市文化会館 小ホール
第20回厚木市郷土芸能まつり 相模人形芝居特別公演
○来場者数 81人
- 21 11月14日（月） 厚木市荻野運動公園 体育館 メインアリーナ
第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピック
かながわ2022）健康マージャン交流大会表彰式及び終了式
- 22 同 日 厚木市荻野運動公園 競技場
第34回全国健康福祉祭 神奈川・横浜・川崎・相模原大会（ねんりんピック
かながわ2022）ラグビーフットボール交流大会試合見学及び終了式
- 23 11月15日（火） 神奈川県厚木合同庁舎1号館 2階 応接会議室
令和4年度第2回厚木市・愛川町・清川村教育長連絡会
- 24 同 日 厚木商工会議所 5階 大会議室
厚木市青少年発明コンクール及びあつぎ鮎まつり思い出絵画コンクール表彰式
○被表彰者数 厚木市青少年発明コンクール 8人
あつぎ鮎まつり思い出絵画コンクール 6人
- 25 11月16日（水） 厚木市立厚木中学校
学校訪問
- 26 11月17日（木） 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
令和4年度厚木市教育委員会表彰式
○被表彰者数 個人 18人、団体 9団体
○教育委員会感謝状被贈呈者数 団体 1団体
○教育長感謝状被贈呈者数 個人 2人、団体 1団体
- 27 11月18日（金） 厚木市立厚木小学校
厚木小学校創立150周年記念式典
- 28 同 日 あつぎ市民交流プラザ ミュージックルーム1
3校合同インターナショナルセーフスクール（ISS）認証式
- 29 同 日 厚木市役所第二庁舎 16階 会議室A・B
令和4年度第2回教育委員会連絡会議

30 11月20日(日) 厚木市立荻野公民館
令和4年度公民館まつり
○来館者数 約 1,180人(2日間合計)

31 令和4年厚木市議会第5回会議

① 会議期間

11月21日(月) (1日)

② 本会議

○議案第82号 令和4年度厚木市一般会計補正予算(第8号)

【可決】

議案第37号

令和4年度教育予算補正について

令和4年度教育予算補正について、別紙のとおり同意する。

令和4年11月22日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

令和4年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

令和4年度教育予算補正

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	3,721,362	0	3,721,362
学校教育部	36,127	0	36,127
社会教育部	246,051	0	246,051
歳入合計	4,003,540	0	4,003,540

(歳出)

(単位：千円)

部 名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	8,470,308	148,269	8,618,577
学校教育部	1,402,956	0	1,402,956
社会教育部	1,438,309	15,320	1,453,629
歳出合計	11,311,573	163,589	11,475,162

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 次頁以降の歳出については、各課等における補正関係部分のみ記載しているため、補正前の額の合計額は総括の歳出額とは一致しない。

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
(事務局費)					
10 小学校費	3,132,303	67,520	3,199,823		
5 学校管理費	1,005,739	77,774	1,083,513	一般財源	77,774
10 学校保健給食費	1,557,484	△13,726	1,543,758	一般財源	△13,726
20 学校給食センター費	176,000	3,472	179,472	一般財源	3,472
15 中学校費	4,198,887	58,621	4,257,508		
5 学校管理費	748,907	31,866	780,773	一般財源	31,866
10 学校保健給食費	3,058,837	26,755	3,085,592	一般財源	26,755
20 社会教育費	1,554,244	19,304	1,573,548		

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	3,339	(1) 常勤特別職増	92
4 共済費	599	(2) 一般職増	4,326
2 給料	△3,000	1 職員給与費減	【職員課】 △5,990
3 職員手当等	△1,992	2 小学校維持管理事業費増	【教育施設課】 61,207
4 共済費	△998	3 小学校維持補修事業費増	【教育施設課】 22,557
11 需用費	81,221		
12 役務費	2,543		
2 給料	△7,857	1 職員給与費減	【職員課】 △16,251
3 職員手当等	△8,644	2 小学校学校給食事業費増	【学校給食課】 2,525
4 共済費	250	(1) 単独調理場維持管理事業費増	2,525
11 需用費	2,525		
11 需用費	3,472	1 南部学校給食センター費増	【学校給食課】 3,472
		(1) 施設維持管理事業費増	1,195
		(2) 施設維持補修事業費増	2,277
3 職員手当等	94	1 職員給与費増	【職員課】 113
4 共済費	19	2 中学校維持管理事業費増	【教育施設課】 20,714
11 需用費	28,225		
12 役務費	3,528	3 中学校維持補修事業費増	【教育施設課】 11,039
11 需用費	26,755	1 学校給食施設整備事業費(中学校)増	【学校給食課】 26,755
		(1) 中学校給食施設整備事業費増	26,755

50 教育費

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
5 社会教育総務費	296,822	1,799	298,621	一般財源	1,799
20 公民館費	731,745	15,505	747,250	一般財源	15,505
60 文化財保護費	132,059	2,000	134,059	一般財源	2,000
25 保健体育費	764,519	17,218	781,737		
5 保健体育総務費	260,300	17,218	277,518	一般財源	17,218
歳 出 合 計	99,522,979	1,400,773	100,923,752		

節		区 分	金 額	説 明	
区 分	金 額				
2 給料	123	1 職員給与費増	1,799	【職員課】	1,799
3 職員手当等	1,419				
4 共済費	257				
2 給料	308	1 職員給与費増	2,185	【職員課】	2,185
3 職員手当等	1,590				
4 共済費	287	2 公民館維持管理事業費増	9,083	【社会教育課】	9,083
11 需用費	13,320	3 公民館維持補修事業費増	4,237	【社会教育課】	4,237
11 需用費	2,000	1 郷土博物館事業費増	2,000	【文化財保護課】	2,000
		(1) 施設維持管理事業費増	2,000		2,000
2 給料	6,203	1 職員給与費増	17,218	【職員課】	17,218
3 職員手当等	10,869				
4 共済費	146				

5 0 教育費

第2表 繰越明許費補正

1 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
50 教育費	10 小学校費	小学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	45,708
	15 中学校費	中学校校舎・体育館改修事業（長寿命化）	85,312
	20 社会教育費	公民館維持補修事業	2,365

議案第38号

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和4年11月22日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例及び厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
(案)

(厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（昭和36年厚木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の202.5」を「100分の212.5」に改める。

第2条 厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の212.5」を「100分の207.5」に改める。

(厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（平成23年厚木市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の200」を「100分の215」に改める。

第4条 厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項各号列記以外の部分中「100分の215」を「100分の207.5」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の常勤特別職職員条例」という。）第6条第2項の規定及び第3条の規定による改正後の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例（以下「改正後の病院事業管理者条例」という。）第6条第2項の規定は、それぞれその基準日が令和4年12月1日である期末手当から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の規定又は第3条の規定による改正前の厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の常勤特別職職員条例又は改正後の病院事業管理者条例の規定による期末手当の内払とみなす。

新旧対照表

新	旧
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の212.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第1条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の202.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3～5 略</p>
<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3～5 略</p>	<p>厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第2条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の212.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3～5 略</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第3条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の200</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）略 3～5 略</p>
<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の207.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を</p>	<p>厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正（第4条関係） （期末手当） 第6条 略 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の215</u> を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を</p>

乗じて得た額とする。 (1)~(4) 略 3~5 略	じて得た額とする。 (1)~(4) 略 3~5 略
----------------------------------	---------------------------------

議案第39号

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例（案）について

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例（案）について、別紙のとおり同意する。

令和4年11月22日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

提案理由

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例（案）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する。

厚木市立あつぎ郷土博物館条例の一部を改正する条例（案）

厚木市立あつぎ郷土博物館条例（平成30年厚木市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第18条の規定に基づき」を「第2条第1項に規定する博物館として」に改める。

第7条第1項中「第20条第1項」を「第23条第1項」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

新旧対照表

新	旧
<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する博物館として、厚木市立あつぎ郷土博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第7条 法第23条第1項の規定により、厚木市あつぎ郷土博物館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2～5 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 博物館法(昭和26年法律第285号。以下「法」という。)第18条の規定に基づき、厚木市立あつぎ郷土博物館(以下「博物館」という。)を設置する。</p> <p>(博物館協議会)</p> <p>第7条 法第20条第1項の規定により、厚木市あつぎ郷土博物館協議会(以下「協議会」という。)を設置する。</p> <p>2～5 略</p>

報告事項 1 については、
非公開案件となります。

事務の臨時代理の報告について

厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、第6条の規定により報告する。

令和4年11月22日提出

厚木市教育委員会
教育長 佐 後 佳 親

臨時代理書

令和4年度教育予算補正について、別紙のとおりその事務を臨時に代理する。

令和4年11月14日

厚木市教育委員会
教育長 佐後佳親

理由

令和4年度教育予算補正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、市長から意見を求められたので、これに同意する必要性が生じたが、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないので、厚木市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条の規定により、その事務を臨時に代理する。

令和4年度教育予算補正

1 総括
(歳入)

(単位：千円)

部名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	3,721,362	0	3,721,362
学校教育部	36,127	0	36,127
社会教育部	246,051	0	246,051
歳入合計	4,003,540	0	4,003,540

(歳出)

(単位：千円)

部名	補正前の額	補正額	計
教育総務部	8,454,604	15,704	8,470,308
学校教育部	1,402,956	0	1,402,956
社会教育部	1,438,309	0	1,438,309
歳出合計	11,295,869	15,704	11,311,573

※ 市長の権限に属する事務の補助執行に係る予算を含む。

※ 次頁の歳出については、所管課における補正関係部分のみ記載しているため、補正前の額の合計額は総括の歳出額とは一致しない。

2 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
15 民生費	38,794,041	120,624	38,914,665		
5 社会福祉費	17,107,339	104,083	17,211,422		
5 社会福祉総務費	6,999,861	104,083	7,103,944	国庫支出金	104,083
10 児童福祉費	15,415,281	16,541	15,431,822		
5 児童福祉総務費	4,093,863	16,541	4,110,404	国庫支出金	16,541
20 衛生費	11,667,483	80,052	11,747,535		
5 保健衛生費	6,869,592	80,052	6,949,644		
5 保健衛生総務費	1,243,500	80,052	1,323,552	国庫支出金	80,052
35 商工費	3,518,368	360,000	3,878,368		
5 商工費	3,518,368	360,000	3,878,368		
10 商工振興費	3,029,791	360,000	3,389,791	国庫支出金	74,672
				一般財源	285,328
50 教育費	13,150,752	15,704	13,166,456		
10 小学校費	3,121,723	10,580	3,132,303		
10 学校保健給食費	1,546,904	10,580	1,557,484	国庫支出金	10,580
15 中学校費	4,193,763	5,124	4,198,887		
10 学校保健給食費	3,053,713	5,124	3,058,837	国庫支出金	5,124
歳 出 合 計	98,946,599	576,380	99,522,979		

節		区 分	金 額	説 明
区 分	金 額			
12 役務費	8	1	福祉施設光熱費等高騰対策交付金 ……	【介護福祉課】 104,083
19 負担金、補助及び交付金	104,075			
19 負担金、補助及び交付金	16,541	1	保育施設等光熱費等高騰対策交付金 ……	【こども育成課】 16,541
12 役務費	130	1	保健衛生事業費増 ……	【健康長寿推進課】 80,052
19 負担金、補助及び交付金	79,922		(1) 医療機関等光熱費等高騰対策交付金	80,052
19 負担金、補助及び交付金	360,000	1	商業活動振興事業費増 ……	【商業にぎわい課】 360,000
			(1) あつぎ生活応援キャッシュバック事業費	360,000
11 需用費	10,580	1	小学校学校給食事業費増 ……	【学校給食課】 10,580
			(1) 小学校給食食材高騰対策事業費	10,580
11 需用費	5,124	1	中学校学校給食事業費増 ……	【学校給食課】 5,124
			(1) 中学校給食食材高騰対策事業費	5,124

1 5 民生費 2 0 衛生費 3 5 商工費 5 0 教育費

報告事項 3～6 については、
非公開案件となります。

令和3年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」の結果

〔厚木市、神奈川県は公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）
 全国は国公立小・中学校（中等教育学校前期課程を含む）〕

1 暴力行為の発生状況（対教師暴力、生徒間暴力、対人暴力、器物損壊）

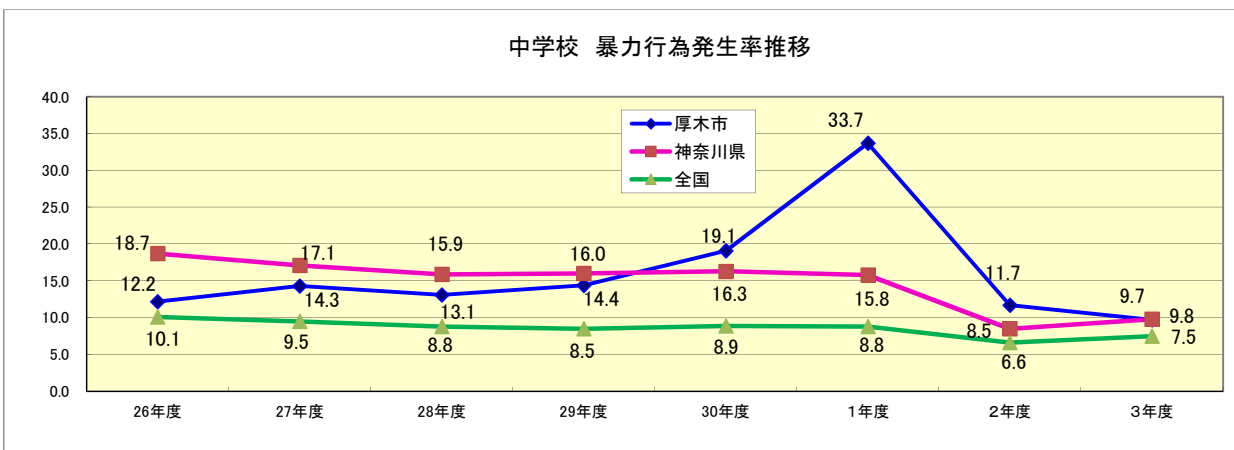
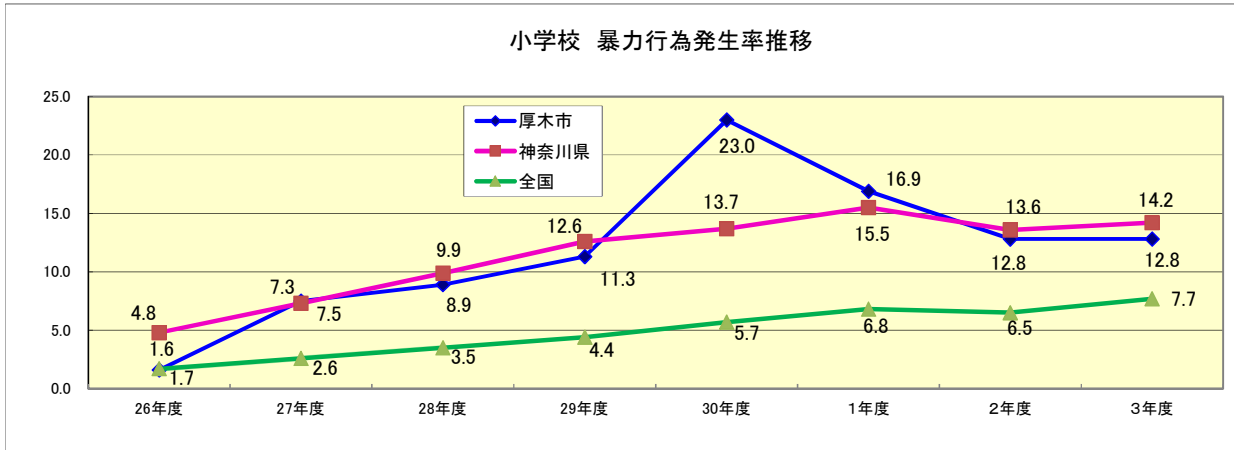
小学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度
厚木市	件数	20	90	105	133	268	194	143	142
	発生率	1.6	7.5	8.9	11.3	23.0	16.9	12.8	12.8
神奈川県	件数	2,179	3,313	4,459	5,673	6,170	6,944	6,054	6,224
	発生率	4.8	7.3	9.9	12.6	13.7	15.5	13.6	14.2
全国	件数	11,468	17,137	22,847	28,315	36,536	43,614	41,056	48,138
	発生率	1.7	2.6	3.5	4.4	5.7	6.8	6.5	7.7

中学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度
厚木市	件数	76	87	80	85	111	191	67	55
	発生率	12.2	14.3	13.1	14.4	19.1	33.7	11.7	9.7
神奈川県	件数	3,922	3,598	3,299	3,264	3,277	3,143	1,714	1,961
	発生率	18.7	17.1	15.9	16.0	16.3	15.8	8.5	9.8
全国	件数	35,683	33,121	30,148	28,702	29,320	28,518	21,293	24,450
	発生率	10.1	9.5	8.8	8.5	8.9	8.8	6.6	7.5

※発生率：児童生徒1000人当たりの発生件数

※暴力行為の定義(文部科学省)

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」(教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。),「生徒間暴力」(何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。),「対人暴力」(対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。),学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は含まない。



2 いじめの認知状況

小学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度
厚木市	認知件数	53	63	84	295	751	1,235	939	1,346
	認知率	4.4	5.3	7.1	25.0	64.5	107.4	83.8	121.6
	改善率	98.1	96.8	94.0	100.0	96.4	99.6	99.8	99.7
神奈川県	認知件数	3,834	5,030	10,607	15,680	20,155	22,782	19,287	25,770
	認知率	8.3	11.1	23.5	34.9	44.7	50.8	43.4	58.6
	改善率	98.0	98.7	80.9	78.1	92.8	94.6	92.5	94.7
全国	認知件数	122,721	151,190	237,921	317,121	425,844	484,545	420,897	500,562
	認知率	18.6	23.1	36.7	49.1	66.0	75.8	66.5	79.9
	改善率	98.3	98.4	91.2	86.5	84.7	83.6	77.5	80.4

中学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度
厚木市	認知件数	51	53	47	98	135	181	105	136
	認知率	8.2	8.7	7.7	16.6	23.2	31.9	18.3	23.9
	改善率	98.0	100.0	93.6	98.8	99.3	98.3	100.0	99.2
神奈川県	認知件数	2,304	2,554	3,459	3,907	4,661	5,114	3,619	4,822
	認知率	11.0	12.2	16.6	19.2	23.2	25.6	18.0	24.0
	改善率	98.8	99.1	82.0	79.5	90.5	94.1	90.1	89.6
全国	認知件数	52,969	59,422	71,309	80,424	97,704	106,524	80,877	97,937
	認知率	15.0	17.1	20.8	24.0	29.8	32.8	24.9	30.0
	改善率	97.1	97.1	89.0	83.8	82.9	81.5	76.9	79.1

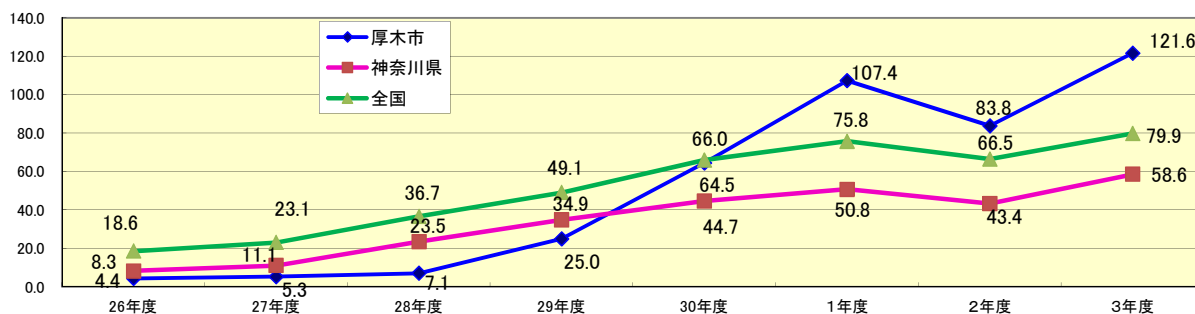
※認知率：児童生徒1000人当たりの認知件数

※改善率：認知件数のうち「解消」及び「一定の解消が図られたが継続支援中」の件数の割合

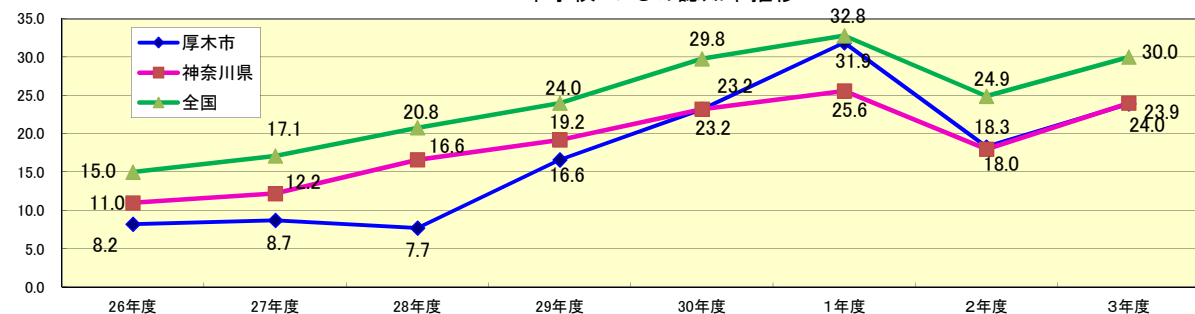
※いじめの定義（いじめ防止対策推進法 平成25年法律第71号）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

小学校 いじめ認知率推移



中学校 いじめ認知率推移



3 不登校児童・生徒の人数及び児童・生徒総数に占める不登校児童・生徒数の割合（％）

小学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度
厚木市	不登校児童数	46	54	57	76	104	104	103	130
	児童総数に占める不登校児童数の割合（％）	0.38	0.45	0.48	0.64	0.89	0.90	0.92	1.17
	改善率	84.8	61.1	43.9	51.3	78.8	70.2	32.0	42.3
神奈川県	不登校児童数	2,443	2,319	2,765	3,222	3,739	4,578	5,126	6,267
	児童総数に占める不登校児童数の割合（％）	0.53	0.51	0.61	0.71	0.83	1.02	1.15	1.42
	改善率	68.4	62.4	51.9	53.0	55.0	50.0	32.9	30.9
全国	不登校児童数	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350	63,350	81,498
	児童総数に占める不登校児童数の割合（％）	0.39	0.42	0.47	0.54	0.70	0.83	1.00	1.30
	改善率	54.9	51.6	49.5	46.8	49.2	46.0	27.8	27.1

中学校		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	1年度	2年度	3年度
厚木市	不登校生徒数	203	185	193	218	270	318	282	302
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合（％）	3.27	3.04	3.17	3.69	4.63	5.61	4.93	5.32
	改善率	67.0	74.1	44.0	69.3	86.7	88.1	53.2	47.7
神奈川県	不登校生徒数	6,920	6,617	7,652	8,488	8,855	9,570	9,141	10,389
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合（％）	3.29	3.16	3.68	4.14	4.40	4.80	4.56	5.13
	改善率	67.6	63.3	49.2	46.5	52.9	48.5	29.0	26.7
全国	不登校生徒数	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922	132,777	163,442
	生徒総数に占める不登校生徒数の割合（％）	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94	4.09	5.00
	改善率	51.6	50.3	48.4	46.5	48.4	46.1	28.1	28.1

※調査基準：年度間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち不登校を理由とする者。

※改善率：R2から変更「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」の人数が、不登校児童生徒数に占める割合（％）。

R1まで「指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒」と「指導中の児童生徒のうち継続した登校には至らないものの好ましい変化が見られるようになった児童生徒」を合わせた人数が、不登校児童生徒数に占める割合（％）。

※不登校の定義（文部科学省）

「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）。

